

福井市社協が取り組む 権利擁護事業のご案内！！

判断能力に不安のある高齢者や知的障がい、精神障がいのある方を対象に、日常的な金銭管理や財産管理を行ったり、福祉サービスや施設入所の契約の代理など、ご本人が地域で自立した生活が送れるよう支援しています。



日常生活自立支援事業とは

認知症高齢者、知的障がい・精神障がいなどのある方、その他生活に不安をお持ちの方が安心して暮らしていけるよう、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理などのお手伝いをします。

こんなことをお手伝いさせていただきます。

【利用料金】1回1時間以内の支援1,200円
貸金庫利用500円/月

①福祉サービスを「あんしん」して利用できるようにお手伝いします。

さまざまな福祉サービスの利用に関する情報の提供、相談など

②毎日の暮らしに欠かせない、お金の出し入れをお手伝いします。

利用料金、公共料金、医療費などの支払いの手続き、預貯金の出し入れなど

③大切な通帳や証書などを貸金庫でお預かりします。

定期預金通帳、証書、実印など



日常生活自立支援事業を支える 生活支援員を募集します

勤務日 月4日程度

勤務時間 1日1～2時間程度

応募方法 電話にてお申し込みください。

応募締切 7月3日(月) 17:00まで

※締切後、説明会・面接会を別途開催します。



問い合わせ 福井市高齢者・障害者日常生活自立支援センター（市社協内）
TEL 0776-22-0225

法人後見事業とは

法人後見事業は、法人として成年後見人等の業務を行う事業です。市社協では、市内にお住まいの認知症、知的障がい、精神障がい等により意思決定が困難な方の判断能力を補うため、家庭裁判所から選任を受け、法人として成年後見人となっています。

選任後は、成年後見人として定期的に訪問しながら身上保護（介護保険サービスの契約等）や財産管理（預貯金の管理や定期的な費用の支払い等）を行い、対象となる方の権利を擁護しながら、安心して生活できるよう支援しています。

問い合わせ 市社協 地域福祉課 TEL 0776-26-1853

ふくい嶺北成年後見センターとは

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方の権利と財産を守り、ご本人の意思を尊重した生活を支援する制度です。

成年後見制度の利用促進を図るため、福井市、勝山市、鯖江市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町の7市町から委託を受けて設置されています。

主な事業

①相談

認知症、知的障がい、精神障がいのため日常生活を営むうえで判断能力が十分でない方についての心配ごとについてご相談ください。

※面談、訪問による相談は予約制です。事前に電話、FAX等で予約してください。

※相談は原則一次相談窓口（行政、包括支援センター、障がい相談支援事業所、病院、施設等）での相談を行ってからの利用となります。

②利用支援

家庭裁判所への申立てについて書類の書き方などの助言をします。

③成年後見制度等の普及啓発

成年後見制度について、住民への広報、住民または行政、福祉、医療職等への研修、出前講座などを行います。

④市民後見人の養成および支援

市民後見人養成講座を開催します。講座修了者で希望する方に市民後見人バンク登録を行います。バンク登録者を対象に定期的なフォローアップをしていきます。

出前講座のご案内

ふくい嶺北成年後見センターでは、出前講座を行っています。地域や職場等で成年後見制度や権利擁護について一緒に考えてみませんか？費用は無料です。まずは電話でお問い合わせください。出前講座のチラシ、申込書は右記のQRコードを読み取り、ふくい嶺北成年後見センターのホームページからどうぞ。



問い合わせ ふくい嶺北成年後見センター（フェニックス・プラザ4階）
TEL 0776-28-3775 FAX 0776-28-3776 Eメール reihokukouken@fukuic-shakyo.jp

市民後見人養成講座 説明会のご案内

市民後見人とは、成年後見制度に関する知識を身に付け、家庭裁判所から選任された一般市民のことです。ご本人に代わって介護・福祉サービスの利用契約や適切な財産管理などを行います。

あなたも成年後見制度を学び、市民後見人として活動してみませんか。

市民後見人を養成する講座を開催するにあたり、事前の説明会を開催します。



日時 7月25日(火) 14:00～15:00

場所 フェニックス・プラザ2階 小ホール

対象 下記の①～③すべてに当てはまる方

①福井市、勝山市、鯖江市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町に在住または在勤の方

②おおむね70歳以下の方（令和5年4月1日時点）

③市民後見人として活動する意欲のある方

内容 市民後見人の活動紹介、講座の内容、募集方法

申込締切 6月30日(金)

問い合わせ ふくい嶺北成年後見センター（田原1丁目13-6 フェニックス・プラザ4階）

TEL 0776-28-3775 FAX 0776-28-3776 Eメール reihokukouken@fukuic-shakyo.jp

※市民後見人養成講座のお申し込みのためには、この説明会への参加が必要です。右記のQRコードの中にあるフォームから参加申し込みの手続きをしてください。

